条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

1 追加事務の検討

(1) 追加事務の調査・検討

各事務執行課に対して、下記の要件に該当する本人確認情報の利用が可能な事務 を調査し、条例に追加可能か検討を実施。

<対象事務の抽出要件>(いずれかに該当)

- ①住民票の写しの添付を求めている事務⇒【県民の利便性向上】
- ②市町に住民票の写し等の公用請求をしている事務⇒【行政事務の効率化】
- ③戸籍謄本の添付を求めている事務(本人確認情報及び異動情報(死亡等)の確認で足りるもの)⇒【県民の利便性向上】

(2) 抽出された検討対象事務の概要

	事務の名称	事務の内容	事務執行課
ア	特定盛土等規制区域における工事の届出・許可申請に 係る事実の確認の事務	・特定盛土等規制区域工事における許認可事務・申請の際に住民票の写しを添付させ、住所等を確認・昨年度申請件数:39件	森林整備課
イ	土地の取得又は使用に伴う 土地の権利者の氏名、住所 等の確認の事務	・土地取得等における所有者確認事務・住民票の写しの公用請求により対象者の住所等を確認・昨年度請求件数:約5,000件	監理課
ウ	宅地造成等工事規制区域内 での工事に対する許可申請 に係る事実の確認の事務	・宅地造成等工事規制区域内工事における許認可事務・申請の際に住民票の写しを添付させ、住所等を確認・昨年度申請件数:169件	建築指導課

(3)検討対象事務における本人確認情報利用の必要性

ア 特定盛土等規制区域における工事の届出・許可申請に係る事実の確認の事務 特定盛土規制区域における工事において、事前に届出、又は許可申請が必要と なっている。

その際、申請者の生年月日及び住所の確認書類として、住民票の写しの提出を求めている。

住基ネットを利用することにより住民票の写しの添付の省略が可能となり、県 民の利便性向上が期待される。

- ⇒ 抽出要件①に該当
- イ 土地の取得又は使用に伴う土地の権利者の氏名、住所等の確認の事務 公共事業のために土地を取得、又は使用する際、対象となる土地について登記 簿にて所有者を確認している。所有者に対して用地交渉に当たり、登記簿上の所 有者の氏名、住所等に変更がないか、公用請求を行い、確認している。

住基ネットを利用することにより、公用請求が不要となり、行政事務の効率化が期待される。

- ⇒ 抽出要件②に該当
- ウ 宅地造成等工事規制区域内での工事に対する許可申請に係る事実確認の事務 ※内容はアと同じ

(4) 負担軽減効果及びセキュリティについての検討

ア 本人確認情報の利用により負担軽減効果・コスト削減が図られること 県庁内の課は、市町課に設置している端末を共同利用。 出先機関は、同一庁舎内の端末を共同利用。

イ 住基ネットの運用にあたってセキュリティが確保できること

利用所属に対して、住基ネットの利用に先立ち、違反事例への罰則に関する関係諸規定の周知及びセキュティ対策の確認を徹底する。

3 対応方向

上記のとおり検討した結果、県民の利便性向上及び行政事務の効率化が期待され、 負担軽減及びセキュリティ確保が可能であることから、上記1(2)ア〜ウの3事務 を本人確認情報独自利用対象事務として追加したい。

4 今後の予定

令和7年3月 条例の改正